

可児市広告掲載基準

（目的）

第1条 この基準は、可児市広告掲載取扱要綱（平成18年可児市訓令甲第59号）第4条第8号の規定に基づき、広告掲載の基準について必要な事項を定めるものとする。

（広告審査にあたっての基本的な考え方）

第2条 この基準により広告を審査する場合には、この基準の文言のみに基づき一義的な解釈・適用をするのではなく、関係法令等の規定や市民への影響、公共性・公益性、社会通念、社会経済状況等に十分配慮したうえで、広告媒体の性質に応じて、合理的かつ柔軟な解釈・適用を行うものとする。

（規制業種又は事業者）

第3条 次の各号に定める業種又は事業者の広告は掲載しない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団その他の集团的若しくは常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織又はこれらの組織と関係を有する者
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業に該当するもの及びこれに類似するもの
- (3) 貸金業法（昭和58年法律第32号）に規定する貸金業に該当するもの
- (4) たばこに関するもの
- (5) とばくに関するもの
- (6) 債権取立て、示談引受けなどをうたったもの
- (7) 私的な秘密事項の調査を業とするもの
- (8) 法律の定めのない医療類似行為を行うもの
- (9) 連鎖取引販売、業務提供誘引販売取引及びこれらに類する取引に関するもの
- (10) 民事再生法（平成11年法律第225号）又は会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による再生手続中又は更生手続中のもの
- (11) 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行うもの
- (12) その他広告媒体に掲載する広告として不適当であると市長が認めるもの

（広告内容の一般基準）

第4条 次の各号に定めるものは、広告媒体に掲載しない。

- (1) 法律で禁止されている商品、無認可商品及び粗悪品などの不適切な商品又はサービスを提供するもの
- (2) 他をひぼう、中傷又は排斥するもの
- (3) 市の事業の円滑な運営に支障をきたすもの
- (4) 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えるおそれのあるもの
- (5) 社会的に不適切なもの
- (6) 国内世論が大きくわかれているもの
- (7) 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないもので、次のいずれかに該当するもの

- ア 誇大な表現（誇大広告）及び根拠のない表示や誤認を招くような表現
 - イ 射幸心を著しくあおる表現
 - ウ 人材募集広告については労働基準法等関係法令を遵守していないもの
 - エ 虚偽の内容を表示するもの
 - オ 内容又は責任の所在が明確でないもの
 - カ 国、地方公共団体その他公共の機関が、広告主又はその商品やサービスなどを推奨、保証、指定等をしているかのような表現のもの
- (8) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないもので、次のいずれかに該当するもの
- ア 水着姿及び裸体姿等で広告内容に無関係で必然性のないもの。ただし、出品作品の一例又は広告内容に関連する等、表示する必然性がある場合は、その都度適否を検討するものとする
 - イ 暴力や犯罪を肯定し助長するような表現
 - ウ 残酷な描写等、善良な風俗に反するような表現
 - エ 暴力又はわいせつ性を連想、想起させるもの
 - オ 青少年の人体、精神、教育に有害なもの

（広告媒体ごとの基準）

第5条 この基準に規定するもののほか、広告媒体の性質に応じて、広告内容及びデザイン等に関する個別の基準が必要な場合は、別に基準を定めることができる。

附 則

この基準は、平成24年4月1日から施行する。

この基準は、平成26年4月1日から施行する。